

結 果 の 要 約

1 滋賀県の15歳以上人口1,165,990人の労働力状態をみると、労働力人口(就業者及び完全失業者)は714,215人で、前回調査の平成12年に比べ19,341人、2.8%増加している。男女別にみると、男性は423,609人、女性は290,606人で、平成12年に比べ男性は1.1%、女性は5.3%それぞれ増加している。

労働力率()は62.3%で、平成12年に比べ0.2ポイント低下している。また、男性の労働力率は76.1%、女性の労働力率は49.3%で、平成12年に比べ男性は1.1ポイント低下、女性は0.8ポイント上昇している。

()15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除く。

2 就業者数は680,478人で、平成12年に比べ10,991人、1.6%増加している。男女別にみると、男性は401,490人、女性は278,988人で、平成12年に比べ男性は0.3%減少、女性は4.6%増加している。また、65歳以上の就業者数は52,580人(就業者数の7.7%)で、平成12年に比べ13.3%増加している。

3 就業者数を従業上の地位別にみると、雇用者(「役員」を含む。)は582,197人(就業者数の85.6%)、自営業主(「家庭内職者」を含む。)は68,990人(同10.1%)、家族従業者は29,228人(同4.3%)となっている。これを平成12年の割合と比べると、雇用者は0.4ポイント上昇、自営業主は0.1ポイント低下、家族従業者は0.3ポイント低下している。

4 就業者数を産業大分類別にみると、「製造業」が183,932人(就業者数の27.0%)と最も多く、次いで「卸売・小売業」が107,326人(同15.8%)、「サービス業(他に分類されないもの)」が93,877人(同13.8%)、「医療、福祉」が56,555人(同8.3%)、「建設業」が50,194人(同7.4%)などとなっている。

5 就業者の平均週間就業時間は40.9時間で、従業上の地位別にみると、雇用者のうち常雇と臨時雇は、それぞれ43.7時間、28.3時間、役員は45.2時間、雇人のある業主は48.6時間、雇人のない業主は37.5時間となっている。

6 夫婦の労働力状態をみると、夫と妻ともに就業者である世帯は151,751世帯(夫婦のいる一般世帯318,451世帯の47.7%)で、平成12年に比べ4,467世帯、3.0%増加している。さらに、子供がいて夫と妻ともに就業者である世帯は114,235世帯(同35.9%)で、平成12年に比べ242世帯、0.2%増加している。

7 県内に在住する外国人就業者数は13,583人で、平成12年に比べ2,462人、22.1%増加している。

図1 滋賀県の労働力人口の年齢構成（平成12年，17年）

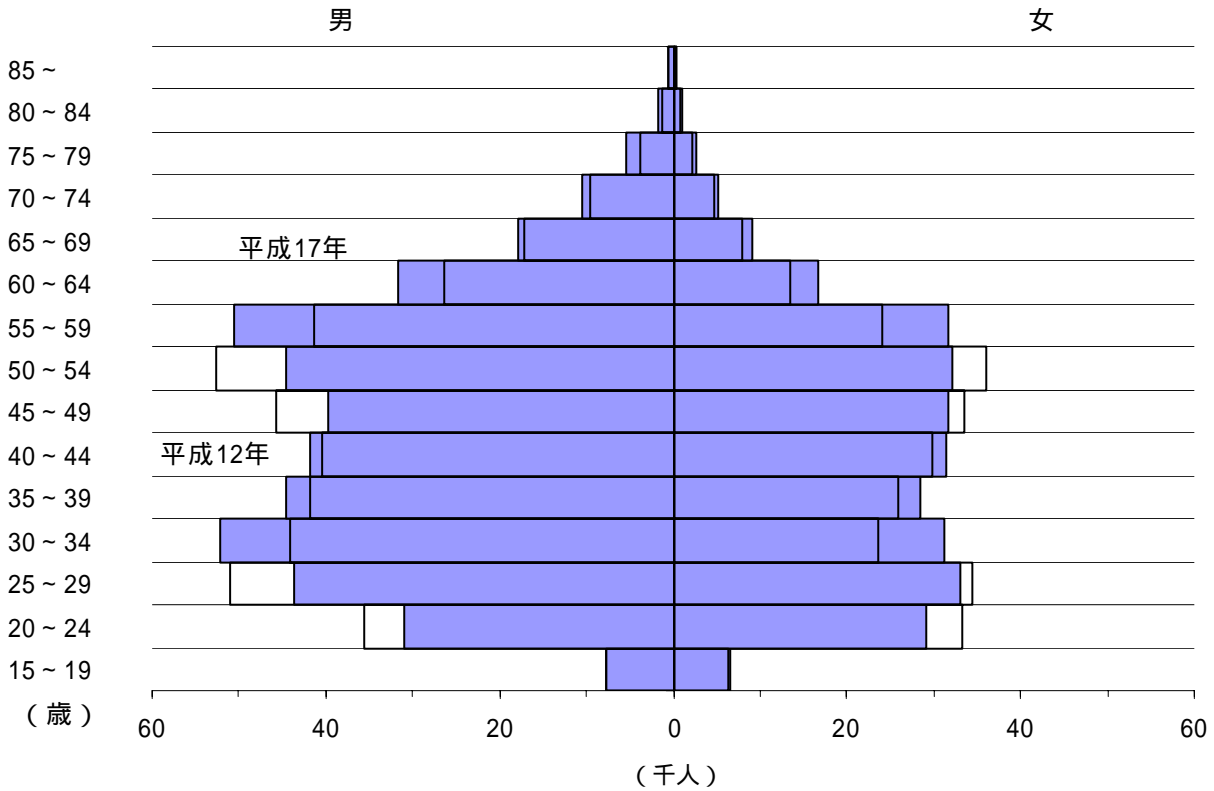
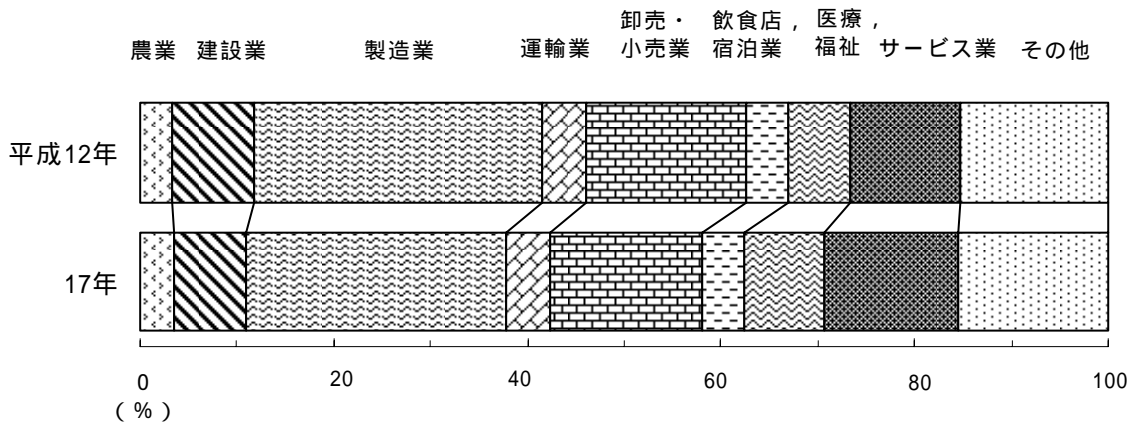


図2 滋賀県の産業（大分類）別15歳以上就業者の割合の推移（平成12年，17年）



(注1) 「その他」に含まれるのは、「林業」、「漁業」、「鉱業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「公務（他に分類されないもの）」及び「分類不能の産業」である。

(注2) 平成12年は、日本標準産業分類第11回改訂(平成14年3月)に伴う組替集計結果による。